## 第127号議案

## 和解及び損害賠償の額の決定について

当事者 甲 長崎県佐世保市 法人

当事者 乙 長崎県

甲及び乙は、甲が、令和6年10月28日、一般国道324号(長崎県長崎市)において、車道に突出していた街路樹の幹に衝突したことにより車両損壊を受けた 事案(以下「本件事案」という。)について、次の条項により和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

第1条 本件事案に係る賠償額は、金1,186,038円とする。(全額道路賠償責任保険適用)

第2条 甲及び乙は、本件事案については、前条の賠償額の支払いによって全てを解決し、他に何らの債権債務のないことを確認する。

令和7年11月26日提出

長崎県知事 大 石 賢 吾

## (提案理由)

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。